

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件 直送済

原告 137名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第58準備書面

(平成27年1月23日付求釈明に対する回答3)

求釈明事項3項・省令62号33条4項に関する主張の位置付け)

2015(平成27)年3月20日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克昌



外

第1 省令62号33条4項に関する主張の位置付けについて

1 省令62号33条4項に関する主張の位置付け

省令62号33条4項は、原子炉施設等が適合すべき技術基準である。

被告国は、原子力事業者に対し、原子炉施設等が省令62号33条4項に適合していない場合に、電気事業法40条に基づいて、技術基準適合命令を発することになる。

本件では、第2で述べるとおり、福島第一原発の非常用電源設備及びその附属設備は、省令62号33条4項に適合しておらず、被告東電は改善の措置をとらなかったにもかかわらず、被告国は、規制権限を行使せず、技術基準適合命令を発しなかったのである。

また、省令62号33条4項は、想定される津波だけではなく想定を超える津波による浸水に対しても、非常用電源設備及びその附属設備が全て機能喪失

しないよう、独立性を求めていると解される。

そのため、省令62号33条4項は、津波対策にかかる被告国の規制権限不行使と、シビアアクシデント対策にかかる被告国の規制権限不行使のいずれの主張についても、被告国が、技術基準適合命令を発する根拠となる技術基準と位置付けられる。

2 争点整理案目次案の項目立てについて

したがって、争点整理案目次案の項目立ては、下記のとおりとなり、省令62号33条4項について独立した項目立ては不要である。

記

(2) 規制権限不行使について

ア 地震対策について

(ア) 予見可能性について

(イ) 結果回避可能性

イ 津波対策について

ウ シビアアクシデント対策について

以上

第2 津波対策にかかる被告国の規制権限不行使と省令62号33条4項

1 省令62号8条の2第1項及び33条4項について

- (1) 省令62号8条の2第1項は、「第2条第8号ハ及びホ（引用者注：非常用電源設備及びその附属設備）に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械器具が所定の安全機能を失うことをいう。以下同じ。）が生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。」と定めている。また、省令62号33条4項は、「非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、そ

の系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。」と定めている。このように、省令62号8条の2第1項及び33条4項は、非常用電源設備及びその附属設備について、多重性又は多様性ととともに独立性を求めている。

なお、ここで「独立性」とは、2つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状況において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないことをいう（甲A1・139頁参照）。

- (2) ここでいう共通要因とは、2つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因をいう。

この点、省令62号8条の2第1項及び33条4項は、その規定上、独立性が要求される共通要因について、特に限定していない。そのため、火災、内部溢水のほか、地震・津波などの外部事象も、2つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であるから、定義に該当し、独立性が要求される共通要因であるといえる。

よって、非常用電源設備及びその附属設備は、津波による浸水によって全ての系統が同時に機能喪失しないよう、独立性を有していなければならないのである。

2 福島第一原発の非常用高圧配電盤が独立性を欠いていたことについて

しかし、福島第一原発1号機から4号機の非常用電源設備及びその附属設備は、以下のとおり、津波による浸水によって全ての系統が機能喪失する状態であり、独立性を欠いていた。

- (1) 非常用高圧配電盤は、安全設備に電力を供給する設備であるから、「非常用電源設備及びその附属設備」に、当然含まれる（丙A102・2条8号の解釈参照）。
- (2) 福島第一原発1号機ないし4号機においては、非常用高圧配電盤(M/C)

が1号機と3号機は2台、2号機と4号機は3台が設置されていたところ、1号機の2台はタービン建屋1階に、3号機の2台及び2号機と4号機の3台のうち2台が各号機のタービン建屋地下1階に設置されていた。そして、2号機及び4号機のもう1台の非常用高圧配電盤も、共有プール地下1階に設置されていた。

そのため、本件津波による浸水により、タービン建屋と共有プール地下1階の非常用高圧配電盤は被水あるいは水没して、全て同時に機能喪失した(甲A1・139頁)。

このように、本件原発事故時、福島第一原発1号機ないし4号機の非常用高圧配電盤は、津波による浸水により、全ての系統が機能喪失してしまう独立性を欠く状態にあって、省令62号33条4項に適合しない状態であった。

(3) 被告国において、福島第一原発に、敷地高を超える津波が到来することを予見できたことは、原告第29準備書面で述べたとおりである。

そこで、被告国は、被告東電に対し、省令62号・33条4項に適合させるため、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発して、各号機の非常用高圧配電盤の1台を高台に移転する、あるいは同時に浸水しないように部屋を水密化するなど、非常用高圧配電盤が津波による浸水により機能喪失しないよう独立性を確保させるべきであった。

3 従前の主張との関係

原告らは、原告第8準備書面・6頁において、被告国は、被告東電に対し、省令62号4条の津波に対する防護措置をとるよう、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発するべきであったと主張している。

これと並んで、被告国は、被告東電に対し、省令62号33条4項が定めるとおり、津波による浸水によっても全て非常用高圧配電盤が同時に機能喪失しない独立性を有する措置をとるよう、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発するべきであったと主張する。

第3 シビアアクシデント対策にかかる被告国の規制権限不行使の主張と省令33条4項

1 省令62号33条4項の文言について

省令62号4条は、「想定される自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。(傍点：引用者)」と定め、想定される自然現象への防護措置を求めている(丙A102号証)。

これに対し、省令62号33条4項においては、前述のとおり、独立性が要求される共通要因には津波が含まれるところ、これを想定される津波に限定する文言はない。

2 省令62号33条4項が追加された時期について

(1) この点、省令62号8条の2及び33条4項が追加され施行されたのは平成18年1月1日であり、平成16年12月16日に発生したスマトラ沖地震津波からおよそ1年後のことである。

この時期に省令62号33条4項が追加されたのは、被告国は、スマトラ沖地震による想定を超えた巨大津波を受けて、万が一、原子炉施設に津波が侵入する事態が生じた場合に備え、安全設備が被水したり、水没した場合でも、安全設備がその機能を喪失することがないようにする必要を認めたからである。

すなわち、被告国の主張によっても、津波対策の基本は、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして、原子炉施設への津波の侵入を防ぐことにある。このことからすれば、省令62号4条が求めている想定される津波に対する防護措置は、原子炉施設への津波の浸入を防止し、原子炉施設や設備が被水したり、水没したりすることがないための措置であるといえることができる。

省令62号には、敷地高さを超えて津波が浸入した場合に備えた措置を義務づける規定がなかった。そこで、被告国は、想定を超える津波が浸水する

ことに備えて、省令62号8条の2及び33条4項を新たに追加し、原子力事業者に対策を義務づけたのである。

3 省令62号33条4項はシビアアクシデント対策を求めた規定であることについて

(1) 被告国の主張では、想定される津波は、福島第一原発の敷地高さを超えるものではなかったと主張しているのであるから、敷地高さを超える津波は「設計基準事象を大幅に超える事象」ということになる。

したがって、原子力事業者がこの事態に対する備えを義務づける省令62号33条4項は、シビアアクシデント対策を原子力事業者に求めた規定であるといえる。

(2) しかし、本件原発事故時、福島第一原発1号機ないし4号機の非常用高压配電盤は、津波による浸水により、全ての系統が機能喪失してしまう独立性を欠く状態にあって、省令62号33条4項に適合しない状態であったことは、前述のとおりである。

(3) そこで、被告国は、被告東電に対し、省令62号・33条4項に適合させるため、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発して、各号機の非常用高压配電盤の1台を高台に移転する、あるいは同時に浸水しないように部屋を水密化するなど、非常用高压配電盤が津波による浸水により機能喪失しないよう独立性を確保させるべきであった。

4 従前の主張との関係

原告らは、原告第30準備書面・2頁において、被告国は、省令62号を改正した上で、SBO対策措置をとるよう、被告東電に対し、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発するべきであったと主張している。

これと並んで、被告国は、被告東電に対し、省令62号33条4項が定めるとおり、想定を超える津波による浸水によっても全ての非常用高压配電盤が同時に機能喪失しない独立性を有する措置をとるよう、電気事業法40条に基づき、技術基準適合命令を発するべきであったと主張する。

第4 被告国の主張について

被告国は、その準備書面（24）において、省令6.2号33条4項につき、前述の原告の主張とは全く異なる解釈をし、省令6.2号33条4項は津波など外部事象には適用されないと主張している。

この準備書面に対する反論は、おって別の準備書面を提出する。

以上